

消 防 予 第 5 4 号
消 防 安 第 5 7 号
平成17年3月22日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長

消 防 庁 防 火 安 全 室 長

消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

消防法施行規則等の一部を改正する省令（平成17年総務省令第33号。以下「改正省令」という。）が平成17年3月22日に公布されました。

今回の改正は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、技術開発の進展等を踏まえ、燃料電池設備等を消防法上の消防用設備等の非常用電源として取り扱えるよう、所要の措置を講ずることとされたことを踏まえ、消防用設備等の技術基準について改正するとともに、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）及び登録免許税法（昭和42年法律第35号）の改正等に伴う所要の規定整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるようお願いいたします。また、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 非常電源の種類に関する事項

- 1 非常電源としての燃料電池設備の追加（第12条、第19条、第24条、第24条の2の3及び第28条の3関係）

消防用設備等（自動火災報知設備、非常警報設備及び無線通信補助設備を除く。）に用いることができる非常電源として、燃料電池設備を定めたこと。

また、燃料電池設備の構造及び性能は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第4号イ（ホ）及び（ト）

を除く。)並びにロ(イ)及び(ロ)に定めるもののほか、キュービクル式であるとともに消防庁長官が定める基準に適合するものであるとされたこと。

なお、「規制改革・民間開放推進3か年計画」で消防用設備等の非常用電源として取り扱えるよう所要の措置を講ずるとされた、ナトリウム・硫黄電池設備及びレドックスフロー電池設備については、蓄電池設備の基準(昭和48年消防庁告示第2号)に、マイクロガスタービンについては、自家発電設備の基準(昭和48年消防庁告示第1号)に規定し、それぞれ基準を定める予定であること。

2 蓄電池設備の非常電源から常用電源への切り替えに関する基準の改正(第12条関係)

直交変換装置を有する蓄電池設備(ナトリウム・硫黄電池設備及びレドックスフロー電池設備)については、常用電源として使用する場合もあることから、非常電源から常用電源への自動切り替えを不要とし、直交変換装置を有しない蓄電池設備については、非常電源から常用電源への自動切り替えを必要とすることとしたこと。

第二 その他の事項

1 消防設備士免状の様式の改正(別記様式第1号の3関係)

甲種特類の創設を踏まえ、消防設備士免状の裏面の様式の講習区分の欄の追加を行ったこと。

2 鉱山保安法の改正に伴う所要の改正(第2条及び第34条の4関係)

(1) 鉱山保安法の改正に伴い、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者について、保安技術管理者又は副保安技術管理者から、保安管理者に改めたこと。

(2) 鉱山保安法による検定の廃止に伴い、鉱山で使用するガス漏れ火災警報設備についても検定対象機械器具等としたこと。

3 登録免許税法の改正による消防法の改正に伴う所要の改正(第44条の4等関係)

登録免許税法の改正による消防法の改正に伴い、所要の規定の整備を図ったこと。

第三 施行期日等

1 施行期日(附則第1条関係)

平成17年4月1日から施行することとしたこと。ただし、第一の改正については、平成18年4月1日より施行することとしたこと。

2 経過措置(附則第2条関係)

(1) 改正前の鉱山保安法第12条の2第3項に規定する保安技術管理者又は副保安技術管理者については、改正省令による改正後の

消防法施行規則第2条第3号に規定する防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者とみなすこととしたこと。

- (2) 改正省令による改正前の様式による消防設備士免状について、改正後の様式による消防設備士免状とみなして、当分の間、使用することができることとしたこと。

○総務省令第三十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四十六第一項及び第二十一条の四十九第二項並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第一項第一号、第三十三条、第三十六条の四第五号及び第三十七条第七号の二並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第二項の規定に基づき、消防法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十二日

総務大臣 麻生 太郎

消防法施行規則等の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十二条の二第三項に規定する保安技術管理者又は副保安技術管理者」を「第二十二
条第三項に規定する保安管理者」に改める。

第十二条第一項第四号中「又は蓄電池設備」を「蓄電池設備又は燃料電池設備」に、「二まで」を「

ホまで」に改め、同号ハ中「(ハ)まで」を「(二)まで」に改め、同号ハ(イ)中「、常用電源が復旧したときは、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられ」を削り、同号ハ中(ハ)を(二)とし、(ロ)を(ハ)とし、(イ)の次に次のように加える。

- (ロ) 直交変換装置を有しない蓄電池設備にあつては、常用電源が停電した後、常用電源が復旧したときは、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるものであること。

第十二条第一項第四号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

- ニ 燃料電池設備は、イ(ホ)及び(ト)を除く。(イ)並びに(ロ)及び(ク)の規定の例によるほか、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。
- (イ) キュービクル式のものであること。
- (ロ) 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

第十九条第五項第二十号中「又は蓄電池設備」を「、蓄電池設備又は燃料電池設備」に、「第十二条第一項第四号ロ、ハ及びニ」を「第十二条第一項第四号ロ、ハ、ニ及びホ」に改める。

第二十四条第四号イ中「にあつては蓄電池設備」の下に「(直交変換装置を有する蓄電池設備を除く)。

この号において同じ。)」を加え、同号口中「第十二条第一項第四号イの(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)、ハの(イ)から(ハ)まで並びに(ニ)」を「第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)、ハイから(ニ)まで並びにホ」に改め、同号ハ中「第十二条第一項第四号イ及び(ニ)」を「第十二条第一項第四号イ及びホ」に改める。

第二十四条の二の三第一項第七号中「ハまで」を「(ニ)まで」に改め、同号イ中「蓄電池設備によるもの」を「直交変換装置を有しない蓄電池設備によるもの」に、「又は蓄電池設備」を「又は直交変換装置を有しない蓄電池設備」に、「自家発電設備」を「直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備」に改め、同号口中「第十二条第一項第四号イの(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)並びにハの(イ)から(ハ)まで」を「第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)並びにハイから(ニ)まで」に改め、同号に次のように加える。

二 燃料電池設備は、第十二条第一項第四号イ(ホ及びト)を除く。)。(ロ)並びに(ニ)及び(ロ)に定めるところによること。

第二十八条の三第四項第十号中「蓄電池設備」を「直交変換装置を有しない蓄電池設備」に、「自家発電設備」を「直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備」に、「第十二

条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハイ(ハ)まで並びに(ニ)を「第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハイ(ハ)から(ニ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びに(ホ)」に改める。

第三十四条の四中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四十四条の四第一項中「法第二十一条の四十五第一項」を「法第二十一条の四十五」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「法第二十一条の四十五第一項各号」を「法第二十一条の四十五各号」に、「法第二十一条の四十五第一項に」を「法第二十一条の四十五」に改める。

第四十四条の七第一号中「法第二十一条の四十五第一項第一号」を「法第二十一条の四十五第一号」に、同条第二号中「法第二十一条の四十五第一項第二号から第四号まで」を「法第二十一条の四十五第二号から第四号まで」に改める。

別記様式第一号の三を次のように改める。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 消防法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年総務省令第九十号)を次のように改める。

附則第二条中「消防法施行令」を「都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は消防法施行令」に、「及び」を「若しくは」に、「登録された」を「総務大臣の登録を受けた」に改める。

(消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関を登録する省令の一部改正)

第三条 消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関を登録する省令(平成十六年総務省令第九十号)を次のように改める。

本則の表の財団法人日本消防設備安全センターの項下欄中「法第二十一条の四十五第一項第一号」を「法第二十一条の四十五第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中消防法施行規則第十二条、第十条、第二十四条、第二十四条の二の三及び第二十八条の三の改正規定並びに附則第三条中消防法施行規

則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令（平成十六年総務省令第百十六号）本則の表の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の消防法施行規則（以下「旧規則」という。）第二条第三号に規定する者については、この省令による改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第二条第三号に規定する防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者とみなす。

2 この省令の施行の際現に交付されている旧規則別記様式第一号の三の消防設備士免状及び次項の規定により当分の間使用することができることとされた消防設備士免状は、新規則別記様式第一号の三の消防設備士免状とみなす。

3 この省令の施行の際現に存する旧規則別記様式第一号の三による消防設備士免状は、新規則別記様式第一号の三にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

（消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令の一部改正）

第三条 消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令を次のように改める。

本則の表の社団法人電線総合技術センターの項下欄中「消防法施行規則第十二条第一項第四号ニ(ロ)ただし書」を「消防法施行規則第十二条第一項第四号ホ(ロ)ただし書」に改める。

消防法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文

○第一条による改正（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号））

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）</p> <p>第二条 令第三条第一項第一号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 鉦山保安法（昭和二十四年法律第七十号）<u>第二十二</u>条第三項に規定する保安管理者として選任された者</p> <p>四 八（略）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のものにあつては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備）によるものとし、次のイからホまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 蓄電池設備は、イ（ホ）及び（ト）を除く。）及びロ（イ）</p>	<p>（防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者）</p> <p>第二条 令第三条第一項第一号ニに掲げる防火管理者として必要な学識経験を有すると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 鉦山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十二条の二第三項に規定する保安技術管理者又は副保安技術管理者として選任された者</p> <p>四 八（略）</p> <p>（屋内消火栓設備に関する基準の細目）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一 三の二（略）</p> <p>四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備（法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で、延べ面積が千平方メートル以上のものにあつては、自家発電設備又は蓄電池設備）によるものとし、次のイからニまでに定めるところによること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 蓄電池設備は、イ（ホ）及び（ト）を除く。）及びロ（イ）</p>

の規定の例によるほか、次の(イ)から(ニ)までに定めるところによること。

(イ) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から非常電源に切り替えられ

るものであること。

(ロ) 直交変換装置を有しない蓄電池設備にあつては、常用電源が停電した後、常用電源が復旧したときは、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるものであること。

(ハ)・(ニ) (略)

ニ 燃料電池設備は、イ(ホ)及び(ト)を除く。(並びに

ロ(イ)及び(ロ)の規定の例によるほか、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによること。

(イ) キュービクル式のものであること。

(ロ) 消防庁長官が定める基準に適合するものであること。

ホ (略)

五〇九 (略)

2 (略)

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十九条 (略)

二〇四 (略)

5 (略)

一〇十九の三 (略)

二十 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第

の規定の例によるほか、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

(イ) 常用電源が停電したときは、自動的に常用電源から非常電源に切り替えられ、常用電源が復旧したときは、自動的に非常電源から常用電源に切り替えられるものであること。

(ロ)・(ハ) (略)

ニ (略)

五〇九 (略)

2 (略)

(不活性ガス消火設備に関する基準)

第十九条 (略)

二〇四 (略)

5 (略)

一〇十九の三 (略)

二十 非常電源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、その容量を当該設備を有効に一時間作動できる容量以上とするほか、第十二条第

一項第四号ロ、ハ、ニ及びホの規定の例により設けること。

二十一〜二十四 (略)

6 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条

一〜三 (略)

四 (略)

イ 延べ面積が千平方メートル以上の特定防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源にあつては蓄電池設備(直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。この号において同じ。)、その他の防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源にあつては非常電源専用受電設備又は蓄電池設備によること。

ロ 蓄電池設備は、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ハ(イ)から(ニ)まで並びにホの規定の例によることとし、その容量は、自動火災報知設備を有効に十分間作動することができる容量以上であること。

ハ 非常電源専用受電設備は、第十二条第一項第四号イ及びホの規定の例によること。

五〜九 (略)

(ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目)

第二十四条の二の三 (略)

一〜六 (略)

七 非常電源は、次のイからニまでに定めるところにより設けること。

一項第四号ロ、ハ及びニの規定の例により設けること。

二十一〜二十四 (略)

6 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)

第二十四条

一〜三 (略)

四 (略)

イ 延べ面積が千平方メートル以上の特定防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源にあつては蓄電池設備(直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。この号において同じ。)、その他の防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源にあつては非常電源専用受電設備又は蓄電池設備によること。

ロ 蓄電池設備は、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ハ(イ)から(ニ)まで並びに二の規定の例によることとし、その容量は、自動火災報知設備を有効に十分間作動することができる容量以上であること。

ハ 非常電源専用受電設備は、第十二条第一項第四号イ及び二の規定の例によること。

五〜九 (略)

(ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目)

第二十四条の二の三 (略)

一〜六 (略)

七 非常電源は、次のイからハまでに定めるところにより設けること。

イ 直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものと
し、その容量は、二回線を十分間有効に作動させ、
同時にその他の回線を十分間監視状態にすることが
できる容量以上であること。ただし、二回線を一分
間有効に作動させ、同時にその他の回線を一分間監
視状態にすることができ容量以上の容量を有する
予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を
設ける場合は、直交変換装置を有する蓄電池設備、
自家発電設備又は燃料電池設備によることができる。

ロ 蓄電池設備は、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)
まで及び(ハ)並びにハ(イ)から(ニ)までの規定の例に
よること。

ハ (略)
ニ 燃料電池設備は、第十二条第一項第四号イ(ホ)及
び(ト)を除く。(イ)、ロ(ロ)並びにニ(イ)及び(ロ)に定めると
ころによること。

八、十 (略)

2 (略)

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一、九 (略)

十 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備に
よるものとし、その容量を誘導灯を有効に二十分間(一
消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項
第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲

イ 蓄電池設備によるもの
と
し、その容量は、二回線を十分間有効に作動させ、
同時にその他の回線を十分間監視状態にすることが
できる容量以上であること。ただし、二回線を一分
間有効に作動させ、同時にその他の回線を一分間監
視状態にすることができ容量以上の容量を有する
予備電源又は蓄電池設備
設ける場合は、自家発電設備
によることができる。

ロ 蓄電池設備は、第十二条第一項第四号イの(イ)から
(ニ)まで及び(ハ)並びにハの(イ)から(ハ)までの規定の例に
よること。

ハ (略)

八、十 (略)

2 (略)

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)

第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一、九 (略)

十 非常電源は、蓄電池設備
に
よるものとし、その容量を誘導灯を有効に二十分間(一
消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項
第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲

げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあつては、六十分間）作動できる容量（二十分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とするほか、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ロ(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ハ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。

十一・十二 (略)

5・6 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備)

第三十四条の四 令第三十七条第七号の二の総務省令で定めるガス漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二(四) (略)

(登録検定機関の登録の申請)

第四十四条の四 法第二十一条の四十五の規定により同条に規定する登録を受けようとする法人は、申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書については、第一条の四第二項の規定を

げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設けるものにあつては、六十分間）作動できる容量（二十分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、自家発電設備

によるものを含む。）以上とするほか、第十二条第一項第四号イ(イ)から(ニ)まで及び(ハ)、ロ

(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ハ)まで並びに二の規定の例により設けること。

十一・十二 (略)

5・6 (略)

(検定対象機械器具等の範囲から除かれるガス漏れ火災警報設備)

第三十四条の四 令第三十七条第七号の二の総務省令で定めるガス漏れ火災警報設備は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金属鉱山等保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十三号）第七十二条第一項第一号及び第二号、石炭鉱山保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十四号）第七十八条第一項第九号及び第十二号並びに石油鉱山保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十五号）第七十条第一項第八号及び第十号に規定するもの

三(五) (略)

(登録検定機関の登録の申請)

第四十四条の四 法第二十一条の四十五第一項の規定により同項に規定する登録を受けようとする法人は、申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書については、第一条の四第二項の規定を

準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第二十一条の四十五各号に掲げる業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第二十一条の四十五に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、「第四項」とあるのは「法第二十一条の四十六第二項と読み替えるものとする」。

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 法第二十一条の四十五第一号に掲げる業務
特殊消防用設備等の性能に関する評価を、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防用設備等の性能を評価するために必要な事項について行うとともに、必要に応じて、協会又は登録検定機関の指定した日時、協会又は登録検定機関の指定した場所において、特殊消防用設備等の性能を検査する試験を行うこと。

二 法第二十一条の四十五第二号から第四号までに掲げる業務 これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び個別検定を第三十六条及び第三十九条第二項に定める方法により行うこと。

準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第二十一条の四十五第一項各号に掲げる業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第二十一条の四十五第一項に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、「第四項」とあるのは「法第二十一条の四十六第二項と読み替えるものとする」。

(検定等の方法)

第四十四条の七 法第二十一条の四十九第二項の総務省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる業務の区分に従い、当該各号に定める方法によるものとする。

一 法第二十一条の四十五第一号に掲げる業務
特殊消防用設備等の性能に関する評価を、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画の記載事項その他特殊消防用設備等の性能を評価するために必要な事項について行うとともに、必要に応じて、協会又は登録検定機関の指定した日時、協会又は登録検定機関の指定した場所において、特殊消防用設備等の性能を検査する試験を行うこと。

二 法第二十一条の四十五第二号から第四号までに掲げる業務 これらの規定に掲げる検定対象機械器具等の試験及び個別検定を第三十六条及び第三十九条第二項に定める方法により行うこと。

○第二条による改正（消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第九十号））（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第一項第一号イ若しくは第二号イの規定により総務大臣の登録を受けた防火管理に関する講習を行う法人は、前条第三号に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の第三第一項に規定する甲種防火管理再講習を行い、同条第五項に規定する修了証を交付することができる。この場合において、当該修了証の効力は、施行日から生ずるものとする。</p>	<p>附則 （経過措置）</p> <p>第二条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三条第一項第一号イ及び第二号イの規定により登録された防火管理に関する講習を行う法人は、前条第三号に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても改正後の消防法施行規則（以下「新規則」という。）第二条の第三第一項に規定する甲種防火管理再講習を行い、同条第五項に規定する修了証を交付することができる。この場合において、当該修了証の効力は、施行日から生ずるものとする。</p>

○第三条による改正（消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関を登録する省令（平成十六年総務省令第九十号））
 （傍線部分は改正部分）

改正案

消防法（以下「法」という。）第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関として次の法人を登録する。		
名称	主たる事務所の所在地	登録業務
財団法人日本消防設備安全センター	東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号	法第二十一条の四十五第一号の業務

現行

消防法（以下「法」という。）第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関として次の法人を登録する。		
名称	主たる事務所の所在地	登録業務
財団法人日本消防設備安全センター	東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号	法第二十一条の四十五第一号の業務

○附則第三条による改正（消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関を登録する省令（平成十六年総務省令第十六号））
 （傍線部分は改正部分）

改正案

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として次の法人を登録する。

名称	主たる事務所の所在地	認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社団法人電線総合技術センター	静岡県浜松市 新都田一丁目 四番四号	電線（消防法施行規則第十二条第一項第四号ホ）ただし書に規定する電線及び同項第五号ロただし書に規定する電線をいう。）
----	------------	----------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	----------------	--------------------------	---

現行

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として次の法人を登録する。

名称	主たる事務所の所在地	認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社団法人電線総合技術センター	静岡県浜松市 新都田一丁目 四番四号	電線（消防法施行規則第十二条第一項第四号ニ）ただし書に規定する電線及び同項第五号ロただし書に規定する電線をいう。）
----	------------	----------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	----------------	--------------------------	---